



# 農業所得収支内訳書の書き方

この説明書は、市民税・県民税申告書の裏面にある「農業所得収支内訳書」の書き方について説明してあります。この「農業所得収支内訳書の書き方」の裏面にある「農業用帳簿」の丸付数字と①～⑫は、「農業所得収支内訳書」の丸付数字と①～⑫に対応していますので、「農業用帳簿」の各欄の合計をそれぞれ「農業所得収支内訳書」の各欄に転記していただければ、比較的簡単に作成できます。

## 1. 農業所得の収支計算のしかた

計算方法：収入金額－必要経費＝所得金額

- 農業所得を計算するには、毎年1月1日から12月31日の間の農業に伴う収入金額と必要経費をそれぞれ正しく把握する必要があります。
- 預金通帳や購買明細書、領収書などを必ず残して、正確な金額を確認できるようにしておきます。

## 2. 農業所得収支内訳書の科目について

### <収入金額>

収入金額	販売金額	①	本年中の販売金額を記入します。なお、販売後、実際に代金を受け取っていない場合でも、本年中に販売したものについては、全て計上します。
	家事(事業)消費金額	②	農産物を家事及び事業のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。
	雑収入	③	受取共済金、出荷奨励金、中山間地域等直接支払交付金、農作業受託料戸別所得補償交付金などの金額を記入します。

### <必要経費の各科目の具体例等>

科目	具	体	例
雇人費	⑧		常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
小作料・賃借料	⑨		①農地の賃借料、②農地以外の土地、建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料
減価償却費	⑩		農機具、農業用車両、農業用建物、搾乳牛などの償却費
貸倒金	⑪		売掛金などの貸倒損失
利子割引料	⑫		事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
租税公課	⑬		農業に係る固定資産税、(軽)自動車税、水利費、農協組合費等 ※所得税、市県民税などは必要経費になりません
種苗費	⑭		種もみ、苗類、種いもなどの購入費用(自給分については、収穫した時の価額によって記入します。)
素畜費	⑮		子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥料費	⑯		肥料の購入費用
飼料費	⑰		飼料の購入費用
農具費	⑱		使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用
農業衛生費	⑲		農薬の購入費用や共同防除費
諸材料費	⑳		ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
修繕費	㉑		農機具、農業用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
動力光熱費	㉒		農業に係る電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
作業用衣料費	㉓		作業衣、地下たびなどの購入費用
農業共済掛金	㉔		水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金
荷造運賃手数料	㉕		出荷の際の包装費用、運賃や出荷(荷受)機関に支払う手数料
土地改良費	㉖		土地改良事業の費用や客土費用
雑費	㉗		農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費

## 3. 定額法による減価償却費の計算(建物、農機具などの一般減価償却資産の場合)

### ○平成19年4月1日以後に取得した資産の計算方法(定額法)

$$\text{各年の償却費} = (\text{取得価額}) \times (\text{償却率}) \times (\text{使用月数} / 12)$$

※耐用年数経過時点において、1円まで償却費を必要経費とすることができます。

[定額法による減価償却資産の償却率表]

耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率
2	0.500	5	0.200	8	0.125	11	0.091
3	0.334	6	0.167	9	0.112	12	0.084
4	0.250	7	0.143	10	0.100	13	0.077

### ○平成19年3月31日までに取得した資産の計算方法(旧定額法)

$$\text{各年の償却費} = (\text{取得価額} \times 90\%) \times (\text{償却率}) \times (\text{使用月数} / 12)$$

※ただし、償却可能限度額(取得価格の95%)まで償却することができます。

☆償却額の累計額が、償却可能限度額まで達している場合には、その達した年分の翌年以降5年間で1円まで均等償却できるようになりました。(平成20年分から適用)

$$\text{各年の償却額(1円まで償却)} = (\text{取得価格} - \text{償却費の額の累計額} - 1円) \div 5 \times (\text{使用月数} / 12)$$

[(旧)定額法による減価償却資産の償却率表]

耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率
2	0.500	5	0.200	8	0.125	11	0.090
3	0.333	6	0.166	9	0.111	12	0.083
4	0.250	7	0.142	10	0.100	13	0.076

### ○主な減価償却資産の耐用年数表(※平成21年から農業用機械、装置の耐用年数がすべて7年になりました。)

トラクター	7年	コンバイン	7年	その他農業用機械、装置	7年
耕運機	7年	田植機	7年	軽トラック	4年

### 【少額な減価償却資産について】

使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

### 【一括償却資産について】

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合、収支内訳書の「償却率◎」欄に「1/3」と記入します。

### ※家事上の費用について

①衣料費や食費などの家事上の費用、②固定資産税などのうち住宅部分に対応する費用、③水道料や光熱費などに含まれている家事分の費用などは、必要経費にはなりません。必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除外します。  
なお、②や③などの費用を家事関連経費といいます。家事関連経費の家事分と事業分との区分は、使用面積や、使用時間などの適切な基準によってあん分して計算します。